

平成25年11月5日総行住第73号
総務省自治行政局住民制度課長から
各都道府県住民基本台帳担当部長あて通知

住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)については、各団体において適正な運用に努めていただいているところですが、今般下記の事例についての報告がありました。言うまでもなく、住基ネットのセキュリティ対策は非常に重要であり、今後、番号制度の導入に伴い、住基ネットはますます適正な運用が求められることから、改めて、この旨周知をお願いします。併せて、現在、貴都道府県内の市区町村におかれましては、セキュリティ対策の自己点検を行っていただいているところですが、セキュリティ対策の徹底が図られるよう今一度周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 個人情報の漏えい等

既存住基システムを業務目的外で不正にアクセスし、地方公共団体の保有する個人情報の漏えいが発生したという事例があり、個人情報を不正に入手した職員に対して、停職3ヶ月という重い処分が行われています。

また、住基ネットについても、操作者識別カードの取扱いに関する事例について報告を受けているところです。

これらの事例はいずれも、重大なセキュリティ事故につながる可能性のある事例であり、各団体における住民の情報に関する不正検索の防止、操作者識別カードの適切な管理等について、本庁のみならず、支所等で住基システム及び住基ネットを使用する職員に対しても、今一度周知徹底をお願いします。

なお、住基ネットに対する地方公共団体からのアクセスについては、24時間監視を行っているところであり、仮に不自然な検索等が発生した場合には、すべて判明する仕組みとなっています。このことを踏まえて、端末に接触しうる職員に対しては、厳正な対応をお願いします。

2 CS端末の適切な管理

広域交付住民票の写しの交付に際し、交付者である市区町村長名を誤った住民票の写しを交付したという事例がありました。当該事例は、各CS端末における市町村コードの設定が誤っていたため、最新の市区町村長名の設定が反映されなかったことによるものです。

つきましては、CSにおいて、各CS端末への市町村コード等の設定が正しく行われていることについて改めて確認をお願いします。なお、確認方法等については、(財)地方自治情報センターからも後日連絡がある旨申し添えます。